

嘉瀬川リバーサイドゴルフ場
管理運営事業者募集要項

令和2年2月

一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター

目次

1	施設の概要	P 1
2	募集条件	P 2
3	応募資格	P 2
4	応募方法・スケジュール	P 3
5	提出書類	P 6
6	審査及び選定	P 6
7	委託契約の締結	P 8
8	問合せ及び書類等提出先	P 8

一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター（以下「当財団」という。）は、県民のスポーツレクリエーションの振興及び健康増進に寄与することを目的に嘉瀬川リバーサイドゴルフ場を管理運営しています。このたび、嘉瀬川リバーサイドゴルフ場の管理運営（以下「運営」という。）を行う団体（以下「受託者」という。）を募集します。

1 施設の概要（現行）

- (1) 名称 嘉瀬川リバーサイドゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）
- (2) 所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久字岸川 1502 番地の 2 先
- (3) 営業日 1 月 2 日から 12 月 30 日まで（12/31、1/1 休業）
- (4) 定休日 1 月の最終月曜日は休館日

- (5) 営業時間 午前 7 時から午後 5 時 30 分まで

- (6) 運営状況

ア 利用人員の状況

区分	平成30年度	平成29年度	差 引	対前年度比
営業日数	309日	336日	27日	92.0%
年間利用者数	18,962人	20,250人	1,288人	93.6%
1日平均利用者数	61.4人	60.3人	1.1人	101.8%

イ 売上金の収入状況

区 分	平成30年度	平成29年度	差 引	対前年度比
年間売上金額	55,357千円	61,200千円	5,843千円	90.5%
1日平均金額	179千円	182千円	3千円	98.4%

ウ 収支の状況

区 分	平成30年度	平成29年度	差 引	対前年度比
収入合計	55,357千円	61,200千円	5,843千円	90.5%
支出合計	70,549千円	58,304千円	12,245千円	121.0%
当期収支差額	15,192千円	2,896千円	18,088千円	%

(注)

- ・「支出合計」は、受託者が当財団に支払う年間の納付金 1 千万円を含む。
- ・平成 30 年度は、災害復旧費(平成 30 年 7 月豪雨)を含む。

2 募集条件

(1) 業務内容

別添「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場管理運営業務仕様書」に基づき、受託者は、当財団のゴルフ場施設等を使用して、ゴルフ場を管理運営していただきます。

(2) 委託期間

契約日又は、当財団が指定する日～令和3年12月31日

(河川占用許可期限内)

ただし、期間満了の6月前までに合意した場合は契約の更新は可能です。

(3) 納付金

毎年度、納付金として当財団に10,000,000円(消費税及び地方消費税を除く。)を支払っていただきます。

なお、納付金は、受託者が自ら設定した目標収入額を下回った場合でも全額を支払っていただきます。

(4) 保証金

委託契約締結の際に、当財団に管理運営業務保証金として10,000,000円を預託していただきます。保証金は受託者がその業務を令和3年12月31日まで適正に行った場合にのみ返還します(返還金には利息はつけません)。

3 応募資格

(1) 応募の資格

応募することができる者は、佐賀県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)又は複数の団体で構成されるグループ(以下「グループ」という。)です。

ア 個人での応募はできません。

イ グループで応募する場合は、グループを代表する団体を決めてください。

(2) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する団体は、応募し、又はグループを構成することができません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 団体の役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者が含まれている者

エ 団体の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は、 から までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)

暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害
を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、
直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している
者

オ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者

カ 申請の時点において、本県から入札の参加資格を取り消されている者

キ 応募締切日以前 6 か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切
手を出した者

ク 直近 1 年間の消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税の滞納をして
いる者

ケ 宗教活動又は政治活動を目的とする者

4 応募方法・スケジュール

(1) 運営事業者の公募・選定スケジュール

ア 募集要項の配布

令和 2 年 2 月 1 2 日 (水) ~ 3 月 3 日 (火)

イ 応募説明会・現地見学会

令和 2 年 2 月 1 8 日 (火)

ウ 質疑受付

令和 2 年 2 月 1 9 日 (水) ~ 2 月 2 1 日 (金)

エ 質疑に対する回答予定日

令和 2 年 2 月 2 7 日 (木)

オ 応募受付

令和 2 年 2 月 2 8 日 (金) ~ 3 月 1 3 日 (金)

カ 管理運営事業者の選定・結果通知

令和 2 年 3 月中旬 ~ 下旬

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 2 年 2 月 1 2 日 (水) ~ 3 月 3 日 (火)

募集要項様式編については、件名に「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場事業

募集要項様式編請求」とし、本文に団体名、電話番号、連絡先、担当者名を記入のうえ、下記「イ お問い合わせ先」にEメールで送付ください。募集要項様式編をワード形式で送付します。

イ お問い合わせ先

〒840-8570

佐賀市城内1丁目1番59号(佐賀県庁河川砂防課内)

(一財)嘉瀬川水辺環境整備センター 担当 森永、馬郡

電話(0952)25-7161 F A X (0952)25-7277

Eメール: kasensabou@pref.saga.lg.jp

お問い合わせは平日の午前9時～午後4時にお願いいたします。

(3) 説明会・現地見学会(雨天決行)

ア 開催日 令和2年2月18日(火)

時間は午前9時30分から正午までを予定。

イ 場所 午前9時30分～

嘉瀬川リバーサイドゴルフ場 休憩室(コンペルーム)

ウ 申込方法 参加希望の場合は、「5 提出書類」の「(2) 申請書、届出書等」の「ア 説明会参加申込書<様式1>」に必要事項を記入し、下記宛先にEメールで提出してください。

(一財)嘉瀬川水辺環境整備センター 担当 森永、馬郡

Eメール: kasensabou@pref.saga.lg.jp

エ 受付期間 令和2年2月17日(月)午後5時まで。

オ 参加人数 各団体2名以内とします。グループ応募を予定している団体はグループ全体で2名以内とします。

(4) 応募に関する質疑

ア 質疑方法 「5 提出書類」の「(2) 申請書、届出書等」の「イ 質問書<様式2>」に質問内容を簡潔にまとめて記入し、下記ウ提出先にEメールに添付して必ず下記受付期間内に送信してください。

受付期間外や、所定の手続きによらない照会(口頭、電話)には回答しません。なお、グループ応募の場合は、代表団体を取りまとめのうえ行ってください。

イ 受付期間 令和2年2月19日(水)～2月21日(金)

ウ 提出先 (一財)嘉瀬川水辺環境整備センター

Eメール: kasensabou@pref.saga.lg.jp

エ 回答予定日 令和2年2月27日(木)(予定)

オ 回答方法 質問に対する回答は、全応募者に対してEメール(又はF A X)により回答します。

回答内容はこの募集要項に優先するものとします。

(5) 応募受付

ア 応募方法 応募しようとする団体は、下記提出書類に必要事項を記入し、下記提出先まで持参又は郵送（受付時間内必着）してください。

イ 受付期間 令和2年2月28日（金）～3月13日（金）の午前9時～午後5時

ウ 提出先

〒840-8570

佐賀市城内1丁目1番59号（佐賀県庁河川砂防課内）

（一財）嘉瀬川水辺環境整備センター

エ 提出書類

「5 提出書類」の「(2) 申請書、届出書等」のウ～サに記載する書類。ただし、カ及びキの書類はグループ応募の場合のみ必要です。

書類は正本1部、副本5部を提出してください。

書類は、市販のフラットファイルにまとめ、表に標題名「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場管理運営応募提案書類綴」を記載し、項目ごとにインデックスを付けて提出してください。

オ 注意事項

提案は、応募1団体（グループ）につき、1案とします。

提案書類等の提出後の修正及び追加、削除は認めません。

提案書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。

応募に関する費用は全て応募者の負担とします。

提案書類は当財団の公文書として取り扱いますので、当財団の情報公開要綱に基づき公開することがあります。

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの作成者に帰属します。ただし、本件において公表する場合、その他当財団が必要と認める場合は、当財団は提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。

当財団が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

提案書類の内容について、当財団が応募者に対してヒアリングや追加書類の提出等を求めることがあります。

辞退する場合は、「5 提出書類」の「(2) 申請書、届出書等」の「シ 辞退届<様式12>」を提出してください。

(6) その他

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。

5 提出書類

(1) 各団体に関する書類

ア 定款

イ 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）、印鑑証明書（いずれも発効日から3か月以内のもの）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明書（直近3か年分）

都道府県税、市町村税については、本社所在地の都道府県税・市町村税の各納税証明書

エ 団体の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、監査報告書、主な株主構成、出捐者、資本構成の全てがわかるもの）（直近3か年分）

オ 団体の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要（パンフレットでも可）が分かるもの

グループ応募の場合は、全ての構成団体等について上記ア～オの書類の提出が必要です。

様式は問いません。

(2) 申請書、届出書等

ア 説明会参加申込書＜様式1＞

イ 質問書＜様式2＞

ウ 管理運営事業受託申請書＜様式3＞

エ 団体の概要及び事業内容、実績等＜様式4＞

オ 役員の氏名、住所等一覧表＜様式5＞

カ グループ構成団体一覧表＜様式6＞

キ 申請手続等に関する委任状＜様式7＞

ク 事業計画書＜様式8＞

ケ 収支計画書＜様式9＞

コ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書＜様式10＞

サ 暴力団排除に関する誓約書＜様式11＞

シ 辞退届＜様式12＞

6 審査及び選定

(1) 受託者候補と次点候補の選定

応募書類に基づき、嘉瀬川リバーサイドゴルフ場管理運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で受託者候補と次点候補を選定します。ただし、受託者候補のみが選定される場合、または、候補者を選定しない場合があります。また、選定委員会が必要と認める場合は、応募者に対して資

料の提出・ヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査基準及び配点

次の審査項目に基づき、公正かつ適正に審査し選定します。

ア 事業計画に関する項目【60点】

- ・ 経営に当たっての基本的な考え方
- ・ 経営の具体的な手法
- ・ 利用者増への取組に関する提案
- ・ 食堂運営の考え方
- ・ その他の提案
- ・ 業務遂行のための適切な経費の積算
- ・ 事業運営体制の確保
- ・ ゴルフ場及び過去の類似事業の実績
- ・ その他

イ 収支計画【40点】

- ・ 収支計画

(3) 選定方法

選定委員会において、審査項目に沿った応募書類の審査を行い、最も高い得点の団体を受託者候補として選定し、2番目に高い得点の団体を次点候補として選定します。

得点が最も高い場合でも、個別の審査項目において著しく低い評価となった場合は、受託者候補として選定しない場合があります。また、審査の結果、得点が満点の50%以上に達した団体がない場合は、受託者候補及び次点候補なしとする場合があります。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募した団体全てに、文書で通知します。

なお、選定結果通知後の辞退については、当財団に生じた損害の賠償を求めることがあります。また、選定の理由及び結果に関する問い合わせ及び異議等については一切応じません。

(5) 応募の抹消

応募した団体が、受託者候補選定の日までに、次のいずれかに該当した場合は、応募から抹消し、審査の対象から除外します。グループ応募の場合には、代表団体及び構成団体のいずれかが次の要件に該当すれば、同様の措置をとります。

ア 受付期間内に必要な書類が提出されなかった場合

イ 複数の提出書類を提出した場合

ウ 提出された事業計画書が、この募集要項の趣旨と合致していない場合

- エ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- オ 応募に際して不正行為があった場合
- カ 選定、審査に関する不当な要求を申し入れた場合（他人をして申し入れさせた場合も含む。）
- キ 応募資格がないと認められた場合

7 委託契約の締結

- (1) 当財団は受託者候補決定後、必要に応じてその提案に対し、提案内容の趣旨を逸脱しない範囲で、修正を求めることができます。
- (2) 当財団は、募集要項及び提案内容等を踏まえ、協議のうえ契約日又は当財団が指定する日を始期とする令和3年12月31日までの委託契約を締結します。委託契約の締結に際し、受託者候補は当財団に保証金を預託していただきます。
なお、協議において提案内容の実現可能性が著しく低いと判断した場合は、受託者候補との委託契約は締結せず、次点候補との交渉を行うこととします。
- (3) 当財団が受託者候補と委託契約を締結した時点で、次点候補は次点候補者としての資格を喪失します。
- (4) 委託契約を締結する前までに、受託者候補又は次点候補が「6 審査及び選定（5）応募の抹消」の各項目に該当した場合は、委託契約を締結しないことができます。

8 問合せ及び書類等提出先

〒840-8570

佐賀市城内1丁目1番59号（佐賀県庁河川砂防課内）

（一財）嘉瀬川水辺環境整備センター 担当 森永、馬郡

平日 午前9時～午後4時

電話(0952)25-7161 F A X (0952)25-7277

E メール： kasensabou@pref.saga.lg.jp